

令和6年度 第7回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和7年2月13日（木）19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ 203・204号室

出席者：委員7名（富永副委員長・横田委員・若島委員・富本委員・田中委員・
中田委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

副委員長：委員長ご欠席ということで代理を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。時間が来ましたので、これより令和6年度第7回男女平等推進委員会を開催いたします。

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、委員長ご欠席ということでよろしくお願ひいたします。

それではまず資料の説明を事務局からお願ひしたいと思います。

事務局：ではまず資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず1枚目が次第になりまして、資料1、資料2、それから資料3、参考資料1、2と5点になります。まず資料1なのですが、本日こちらを使って、前回に引き続きの施策進捗評価を行います。

前回お配りしたものと違いますのは、課題5と6の専門委員会の評価が追記されております。

前回時点では課題4までしか専門委員会の評価が終わっていなかったのですが、この間の委員会で最後まで評価が終わりましたので、追記しております。

本日お配りしたものを使って協議を進めていただくということになります。資料2につきましても、前回と様式は一緒なのですが、違いますのは課題5と6の専門委員会評価が埋まったということでございます。そして、次に資料3なのですが、こちら議題の2で使わせていただく資料ですが、机上配布資料としてお配りしたものになります。参考資料1、2につきましては前回と全く同じものになりまして、評価の進め方というところの説明になりますので、今日はお手元に置いていただいて、必要であれば御覧いただければと思います。資料の説明は以上です。

副委員長：それでは前回に引き続き、議題1第2次国分寺市男女平等推進行動計画令和5年度施策評価について議題とします。本日は課題5、6を進めていきたいと思ひます。事務局から説明をお願ひします。

事務局：はい。前回課題4まで終わってございますので、課題5ですね、35枚あるうちの22ページからということになります。前回同様、施策ごとにご意見を出していただきまして、所管課評価、それから専門委員会で評価が変更になっている部分もありますので、それも踏まえまして推進委員会の評価をしていただければと思います。説明は以上です。

副委員長：ご説明ありがとうございました。では本日も、施策ごとに確認していきたいと思います。課題5、皆様いかがでしょうか。No.30 男女平等推進センターの周知と機能充実について何かございますでしょうか。それでは人権平和課について委員長よりコメントが来ておりますので、読んでみます。

人権平和課に対して情報発信の結果どうだったのか、セミナーなどを開催した結果どうだったのかを示していないと、情報発信やセミナー開催がどのように、男女平等に貢献したのか分からない。また、図書資料室での展示をしても問題は多くの市民がこの場所を知らないこと、足を運ばないことなので、より多くの方がセンターを知ってもらうために、何をしたのかを記載した方が良いというコメントをいただいております。

男女平等推進センターについての周知というのは足りないのではないかな。多くの市民がこの場所を知らないのではないかな。とりあえずあそこの場所って人がそんなにたくさん普通おられてないので、より多くの人にセンターを知ってもらうために何をしたのか記載した方が良いということです。いかがでしょう。これを基にして何かご意見ありましたら。

委員：そのご意見に対して人権平和課から何かコメントはないのですか。

事務局：委員長の意見の最後の方に、より多くの方にセンターを知ってもらうために何をしたのかというところで、センターの担当としては、より多くの人に来ていただけるように講座なんかを開催したという。結局目的とやったことが逆になればそういうことなのですけど、事業実績の最後の方にあるのですが、当センターは相談事業もやっておりますので、その相談事業の中から見えてきたニーズのところで、心理学の講座が皆さん興味あって人気だったりするので、そういったテーマのところで皆さんが多く参加していただけるような工夫をしたっていうところが1つございます。

副委員長：よろしいでしょうか。

委員：すいません。そのことを今後ともやっていくということですかね。事業を見ると、他の講座をやったからこの講座はちょっと回数が少なかった、少なかったけれども人数が集まったっていうのが何か2つ3つありましたけれども、それでニーズがあるような講座に関しては、もうぜひそれを何回もやってもらったらいいと思うのですよね。1つはDVの講座だったかな。あとは再就職の講座だったのですかね。だからニーズがあるものに関しては、とにかく回数を

減らすのではなくて、やってもらう。見えたニーズで対応してくっていうことをやってもらったらいいいのではないかなと思うのです。

委員：よろしいでしょうか。見えたニーズにきちっと対応して欲しいということで。その次施策2の男女の人権に配慮した表現の推進、No.31 はいかがでしょうか。施策1のところの評価としてはこれでよろしいでしょうか。

事務局：事務局からちょっとご説明がありまして、施策2がNo. 31 と 32 の2事業ございますが、専門委員会の評価のところで、31の学校指導課については、学校指導課が大体、評価の仕方が同じなのですが、目標15校で実施することで、実績も15校なので、それ以上上がりようがないということで担当課としては3をつけてきているのですが、専門委員会としては、目標に対する評価は上回っていないので、通常の評価と同じように2としますということです。男女に対する評価のところも3にはなっているのですが、去年とほぼ同じことが書いてあって、ただ下の方に、ちょっと文章が増えているのですね、令和4年と令和5年で。これがどういう内容なのかよく分からないので、結局去年と同じ取り組みで同じ効果であれば、2としたいということになっています。

副委員長：委員長からも、31の学校指導課で、学校が15校あって15校で15回開催にするのはおかしい、開催してその結果、生徒からどのような反応があったのかという記載がないと評価できない。というふうなコメントをいただいております。

事務局：この推進委員会ではAかBかを決めていただければいいのですが、目標に対する評価が2で男女平等に対する評価も2になると、評価Bになるよということで、専門委員会も同じです。

副委員長：そういうことですね。よろしいでしょうか。次に進めていきます。次のNo.32、男女共同参画の視点による表現の推進というところでいかがでしょうか。専門委員会の施策評価が書かれていますけれども、推進委員会評価としては同じでいいでしょうか。

委員：質問してもいいですか。今更聞いてもしょうがないことなのかもしれないのですが、人権平和課の、新任職員研修や広報連絡員会議においてっていうところで目標数値が、周知3回だったのが、これが2回になったことに何か理由があるのですか。3回目が必要なかったとか何かそういうことがあるのですか。

事務局：通常その前の年度までは、新人研修は1回で広報連絡員会議が2回やっていた、元の会議がある中で、そこに出ていって、表現のガイドラインもお話するってところだったので、そのもとの会議が1回に減ってしまった関係で2回になってしまったということになります。

委員：ただ事業内容がそもそも活用の促進なので、会議がなくなっちゃったからって言われちゃうと、身も蓋もないという気がするんですけどね。でもそうするとやっぱり目標に対する評価としては1。

事務局：確かに会議の回数が減ったことで、別の取り組みをすればここの評価を図ったというところになると思うのですが、そこがなかったのも、評価としては1になるということです。さらに言うとこれが令和5年度の話をしていきますので、今年度についてはちょっと評価からそれてしまうのですが、連絡会議自体が全職員対象にオンラインで受けられるような形に変わっていますので、今後その数値目標のところは研修等での周知を3回という回数がちょっと正しいのかどうかについては、6年度以降は考えていかなきゃいけないというところがあります。

委員：ということは、2回ぐらいになるってということなのですか。

事務局：1回は1回なんですけども、全職員が受けるようになったので、その回数だけで計れないものがあるかなというふうに思います。

委員：オンラインとかそういうのを活用して。

委員：そうするとその目標はその周知3回とかではなくて、職員の数、つまり男性何名、女性何名みたいな形が割と具体的に出てくる可能性があるってことですか。

事務局：そこはちょっと悩ましいのですが、回数にするか人数にするかその効果測定みたいなものをやるか、どのぐらい意識が変わったかとか、それが一番測れるのだと思います。委員からお話があった男性何名、女性何名というところだと男性女性で参加者をとっていません。氏名からの推測で出し得ると思います。それを職員課が、結果の数値として出すかどうか、数値を提供していただけるか、お約束はできません。あと効果測定もどうしてもこの広報連絡会議が、人権平和課がすべてを組み立てられるわけではないので、こちらとしては結果を出したいのですが、必ずしもこちらが求める数値を共有していただけるかっていうところは、ちょっとお約束ができないというのが正直のところなんです。

委員：その周知の回数であるとかというのがあまり意味を持たないのではないかと思いますので、毎年毎年1回やっていますよとか、何回周知しましたよって言うても、その結果どうだったのですか、そもそもその周知って誰に対して、誰がそれを受けたかっていうことですかね。例えばチラシ配布しました、それが周知だとして、でもそのチラシが減ってなければあれだし、減ってなくても見た人が何人いるとか、何かいずれにしてもその回数でない、何か測り方をしたほうがいいのだろうなという感じがしているということです。

委員：例えばなんでしょうかね、回数じゃない測り方って。

委員：さっき私が言ったのは、1つはその人数。人数が分かればいいかなと。例えば職員の研修が対面でやるとしたら人数ははっきり分かりますよね。今回は50人来たとか60人来たとか。オンラインもそういう意味では人数は分かるから、男女別分けるのは難しいにしても人数は分かるかなと。そうだとすると、毎年今年は何人くらい、前年度は何人みたいなのがもうちょっとこの周知の回数よりは、リアルに見えるのではないかな、効果が見えやすいですよっていう感じが強いということ。

副委員長：この推進委員会の評価としては、ここはBだと思うのですけれども、コメントとしては、どういうふうに伝えたらいいでしょう。

事務局：今の指標の考え方のようなところを、抽出して書き出すことにします。

副委員長：書いていただけますでしょうか。お願いします。次、時間がちょっと足りないのです。課題6性別に起因する暴力や人権侵害の根絶というところで、ナンバー33、34。委員長からコメントが来ているのですけれども、読んでいいでしょうか。

委員：難しいのだけれど、生活福祉課とかの関係機関との連携延べ数が380件の目標が416件に伸びているのだけれどこれって、いいことなのでしょうか。この相談件数が伸びるというのは、それだけそういう実態が減っていないということですよ。前向きな増加だったらいいのですが、後ろ向きな増加とどう区別していくのかなというところが、困ったなって思いました。

事務局：専門委員会の評価には最終的に書かれてなかったのですけれども、ここもそうですし、別のところでもマイナス要素のある相談件数みたいなものについては、増えたほうがいいのか減ったほうがいいのか。相談件数も連携件数も同じなのですから、ただ分母といいますか、潜在的なものも含めて、相談すべき案件はもっとあるという前提に立って、その上で、そういう困っている人たちがたくさん相談に来てくれた、その1人の方を支援していくにあたり、いろんな機関とたくさん連携をして、例えば生活福祉課だと最後の方で、連携をすることで被害者の手続き負担軽減に取り組んだとか、あとは子育て相談室の方でも切れ目ない支援に結びつけたとかということなので、担当課としてはもっと潜在的なものはある中で、そこはもう件数は計り知れないという中で、今は相談や連携は増える方がいいというところにたって、やっているということはあるようです。

委員：要するにチラシとかツイッターとかの結果がこれだっていう考え方でいいですよ。周知している結果で相談件数が増えていると思えば、いいのではないかな。個人的にも。

事務局：もしかしたらその違う視点の指標も組み合わせたらいいのかもしれないのですが、なかなかどういふものがあるのかっていうのは、ちょっと難しいですね。

委員：周知の成果であるってことを何かで立証できるわけじゃないってことですよね、この数の内訳をね。

委員：相談件数が増えたわけじゃなくて、連携する件数が増えたってということですよね。

事務局：ここについてはそうですね。

委員：そうですね。

事務局：ただ、別の多分相談、単純で相談件数っていうのが出てきてしまうのですが、ここについては、連携数が増えたということ。

副委員長：ここでまた委員長からコメントがあります。障害福祉課、高齢福祉課、子育て相談室3件とも同じコメント。いずれも会議の開催数を目標に上げ、その通りに実施し、目標に対する評価も男女平等への評価も2、評価Bとされているが、会議を行ってその結果、どのような効果があったのかを記載しないと評価できないと、このようなコメントが寄せられています。

委員：興味がないとか、知らない人に対してはやり続けるしかないのではないですかね、知ってもらうためには。そう考えると開催回数が増えていることが別になんか増えているという評価も別に私は悪くないとは思いますが。そのレベルに至っていないものであるとすると。そもそも我々ができることって何だろうって言い続けることからまず始めていかないとね、とは私は思いますが。

副委員長：知っていただくために開催するっていうことですよね。

委員：私はそう思っています。

委員：すみません、それは男女平等推進に関することを障害福祉課とか高齢福祉課が、職員も毎年変わるしそこに対してそういうメッセージを発していき続けるというそういうことですね。

委員：おっしゃる通りだと思います。

委員：そのことをやってこなかった分。

委員：もうちょっと抽象度が高い評価をつけてしまうと、何だかんだそれがのりくろりで進まなかったりするから、ある程度開催回数だったり発信の回数っていう目標設定は100点満点じゃないかもしれないですけど、今我々ができなくて、まずそこから始めなきゃなんだろうなとは、私は何か納得してこれを読んでいるつもりです。そうじゃないとお互いに評価もできないですし。多分目標も設定できないのだと思います。

委員：その目標の設定段階で、これは男女平等推進行動計画なのだから、その視点を持ちながら、目標設定をしてはどうですかとしてくださいっていうことが、できないのかなって思ったと言う事です。第1次第2次と経過してきて、今回第3次計画になるわけですから。

事務局：やはり第3次計画が7年度から始まりますので、今計画を確定しようとしているところではありますけれども、この各課の取り組みというところを、また考

えていくわけでした、その過程で数値目標の立て方とか、事業目標、数値目標については次期の計画の時に今いただいたご意見を各担当課へお伝えできればと思います。

委員：お願いいたします。

委員：今のお話は虐待防止ネットワークとか要対協のなんかって男女平等推進と何の関係があるのかというような、そういう話ですか。

事務局：あとは会議を1回っていうふうに決めて、それは当然のようにあって、それがどういう効果になるのか、指標としてどうなのかというのが加えてありました。あとは別の視点から見ると、知らない、進んでないところに対して、ここはちょっと分からないけどもやってくことに意味があるのではないかな。ふんわりさせないでこの会議を必ずやっていくという目標を立てることに意味があるのではないかっていうご意見もありました。

委員：続けて開催する会議の内容が、これ例えば障害福祉課が障害者の虐待防止をやるとか、高齢福祉課が高齢者の虐待防止って話だと、それはその課の本来事業をただやっているだけだから、男女平等推進とは別に言えないのではないですかというような、そういう話ですよ。

事務局：そうです。

委員：もうちょっと言えば、それぞれの課が独自にやっているその課の事業に、男女平等推進を盛り込むとしたらどういう視点で盛り込めて、どういうものが目標になりうるのかということを考えてもらえば、もっとは分かりやすくなると思うのです。つまりこの事業は男女平等のためにやっているわけではないけれど、やっている事業の中に男女平等推進の視点を盛り込んでもらえば、何か次の展開っていうのがあるのではないかなと思うのですよ。そうでないとなんか男女平等は男女平等推進とこれ問題事業がまるで別個に存在するみたいだね。でもこれ別個には存在しないのですよ。障害者だって男女がいるし、高齢者だって男女がいるし、その中で男女の不均衡があるとしたら、それをどういうふうにね、表に出せるような目標設定ができるかなって。そういうことを考えてもらえるといいのではないかなと思ったということです。

委員：例えばそうすると多分障害者とか高齢者とか、お子さんの家庭内のケアワークが女性にすごく偏った負担になっていて、その負担の重さが虐待に家庭内の虐待に結びついているのではないかな、みたいな観点からのやりとりがこの会議の中でされていたら多分男女平等でそのケアワークやりましょうよって話で繋がっていくのかなっていう気はするのですよね。

委員：そうですよね。いずれにしてもあとは高齢者の介護、母親の介護を息子がやっているとか、そういう実態があったときに、その問題が出てこないのですよね。男女の差があるがゆえに起きているような問題っていうのがあるのだと思うのですよ。どんな状態にも。でもそれが出てこないっていうのがなんか私す

ごく残念だなと思うのですよね。それが出てくると、次に何やるかみたいなことが見えてくるのではないかと思うのですよ。つまり行政は何をやるべきなのか、或いは地域の人は何をやるべきかと。それが見えるようなものが出てくると、やっている意味があるのではないかなという気がします。

副委員長：ありがとうございます。施策1はよろしいでしょうか。33、34。それで評価のところでは、これはもう推進委員会としてはBでいいのですよね。コメントなんかはよろしいでしょうか。次に行かせていただきます。施策2のDV予防のための取り組み推進、ナンバー35、36、37とありますけれども。いかがでしょうか。

事務局：事務局です。専門委員会のところでは、36、37の学校指導課については、目標を上回っていないので、目標に対する評価は2と。事業実績も男女平等の方が大きな効果があると3なのですが、大きな効果があったとする理由が読み取れないのでどちらも2でBとしますということです。36、37どちらも同じになります。委員長からも専門委員会と同様のコメントをいただいております。

副委員長：読み上げた方が良いでしょうか。

事務局：お願いします。

副委員長：36 子ども子育て支援課、これだけ多くの行事を開催し、情報交換や悩み相談ができて、男女平等の推進に結びついていないのは開催している行事が男女平等推進に関係しないのではないのでしょうか。情報交換があっても、多様な性の理解や人権尊重に関連していないのでは。それから36と37に対して、他と同様、目標が15校で実績が15校だと15回では目標上回らない、また生徒からどのような反応があったのかを記載しないと男女平等推進に効果があったと評価できるのかわからない、ということです。

38もきていますね。保育幼稚園課、子育て相談室、意見とも同じコメント上記の34と同じコメント、状況の確認。身体測定、会議の実施を実際に目標回数行なって、それがどのように男女平等推進に結びついたのか、何の記載もなく、2と評価する理由がわからない、ということです。あとは学校指導課も同様のコメントです。

委員：この36の子ども子育て支援課さんの授業実績とかつていうのも、これなんか職業体験とか中高生タイムのイベントつていうのが、男女平等に関係するのかな。

委員：キャリアとか。性別にとらわれない職業選択とか、そういう学びはここの職場体験に行くまでの間にされているはずとは思っていますが、実際に子ども子育て支援課が職場体験のコーディネートをしているわけではなくて、これ受け入れをしているだけで学校ですよね。この職場体験の基本をやっているのはね。ここでこれ職場体験のイベントを子育て支援課がやっているわけではなくて、

受け入れをしているというだけだと思うので。幅広い学年の関わりを持つと、多様な性の理解と人権を尊重する意識ができるのでしょうか。

副委員長：何か分かりにくいですね。

委員：37の事業の内容もいじめが良くないよってという話は、それはそれで伝えたい大事なことだし、いじめ予防っていうのは大事だと思うのですが。それが、男女平等推進と関連性がどのくらいあって、評価が3になっているのかというのが、少なくとも記述からはなんか読み取りにくい。どういう理由があっても暴力は許されないってことの中身が、要するに家庭内の暴力というお話なのだっていう、ことなのではなかっというところを聞きたいのですが、いじめ予防事業ってイメージするのと、DV防止みたいなのは何となくずれがあるという気が私はします。

副委員長：男女平等推進に対する評価というのも。項目も何となくちょっとずれがあるような。推進委員会の施策評価としては、専門委員会と同じでいいでしょうか。

事務局：コメントのところは委員がおっしゃったような、子ども子育て支援課のところと、学校指導課のところ、男女平等をあまり内容がマッチしていないというようなコメントを残すとしてよろしいでしょうか。

副委員長：お願いします。

事務局：評価は学校指導課を専門委員会と同様に下げる。子育て支援課の男女平等に対する評価2はこのままでよろしいでしょうか。

副委員長：よろしいでしょうか。それではそのような評価にして次に進ませていただきます。施策3、No.38。それから、39、40、41ということではいかがでしょうか。

委員長から、保育幼稚園課、子育て相談室、2件とも同じコメントでありますけれども、No.40の目標に対する評価が1になっているのはなぜですかと言っています。

事務局：障害福祉課ですね、No.40です。専門委員会でもそういう話が出まして、まず障害福祉課が目標に対する評価、もう数字的に上回っているんで、3ですねということで、推進委員会では目標に対する評価を3にしています。したがって3と2でAになります。41の生活福祉課についても、1件ですけれども上回っているんでここも機械的に3にしますということでした。ちょっと担当課がどういうふうにとらえたかっていうところはありますが、機械的に数字が上回ればというところの評価になりますので、そちらも3にしますということです。少し戻りますが、専門委員会の評価として38の学校指導課、30ページになりますが、ここがですね、他のところだと目標に対する評価を2にして、そこについては変わらないのですが、男女平等の評価をそれも事業実績からは読み取れないので2ですっていうところが多いのですが、この38の学校指導課の事業につきましては、男女平等の効果は、担当課が書いてきている事業実績を読むと、男女平等に対する評価はここについては3のままでよろしいのではないかと

ということで、目標に対する評価は2に下げるけれどもAのままでというふう
に専門委員会では評価しております。

令和3年度、令和4年度に比べて、職員の教育研修を児童生徒虐待防止の教員
の研修をやったというところも記載が増えておりますので、担当課としても3
をつけた理由が分かるので3のままでということでした。

委員：同じ話ですけど、40の障害福祉課とか高齢福祉課っていうのもセンターの相談
件数とか包括とかっていうのも、それは本来事業としてしっかりやっていただ
いているのは本当に結構だと思うのですが、ちょっと男女平等推進等の観点は
あんまり関係ないのではないかなという気がします。それからNo.41の生活福祉
課さんですが、これは確かに件数が増えているのですけれども、何か他の講
座、防止のための講座をやりましたとか、理解促進のための何かをやったので
はなくてこれ、実際にDVを受けたっていう人からの相談なわけですよね。だ
から逆に言うとこれ相談件数が増えているのはDVが増えているという評価な
のではないかなと思っていて、この数値が増えるのは果たして積極評価に値
するのかっていうのが、ちょっと疑問だろうと思いますけど。

事務局：人権平和課ですか。

委員：生活福祉課。人権平和課も同じ。

事務局：どちらもDVの相談件数を挙げていまして、先ほどもDVの相談が増えるとい
うのは、さっきは他機関との連携件数だったのですけれども、そのDVの相談
件数が増える、連携件数が増えるっていうのは、委員おっしゃるように、案件
自体が増えているのではないかっていう考え方もありますが、担当課としては
もう案件はもっと潜在的にたくさんあって、相談できる人が増えたという視
点、立場に立っての評価と担当課からは聞いています。

委員：分かりました。

事務局：先ほど少し話が出たのですが、これだけを全部指標にしてしまうと、本当に
委員がおっしゃるようにDVの案件自体が増えている恐れもあると思います。
なかなか相談件数だけで測るのは危険かなっていう気はします。一旦そういう
立場で書いているということです。

委員：了解しました。

副委員長：次でよろしいでしょうか。

委員：すいません。施策3の人権平和課のところで、若年層へのデートDV防止啓発
リーフレットの配布の話が出てくるじゃないですか。これはそもそも目標がリ
ーフレットの配架なので、こういう結果になるのだと思うのですけどね。さか
のぼって施策2の36の学校指導課のところで、デートDVに関する資料を活用
しながら、というのが、人権平和課で作ったやつですよね。男女平等推進セン
ターが作成したデートDVに関する資料って書かれているので。別に同じもの
でもいいですけど、まあ1粒で2度おいしいみたいな流れで活用されていると

したらいいかもしれないんですけど、何ですかねちょっと。ちょっと学校指導課はずるくない？という感じも。そもそも事業目標にどこの資料っていうところまで具体的に出てないのに事業実績にそれが出てくるので、なんか端からそれを当てにして立てている目標だとしたら、そこはもうちょっと自らの努力が必要だったかなと思いますよ。

事務局：人権平和課が作ったものを、活用してもらいたいという気持ちが私たちはあるのです。学校は学校で作ったものをやってもらうのはもちろんありがたいですけど、私たちが作ったものをただ配るだけじゃなくて、話をしながら活用してもらっているというのはとてもありがたいことではあります。私たちが学校に出向いて行って生徒さんに直接お話をしながら配るというのはとてもハードルが高いので、人権平和課としてはただ配るということになっています。

副委員長：それを学校で利用してくださることが、ありがたいですね。

事務局：人権平和課としてはありがたいです。

副委員長：よろしいでしょうか。次よろしいですか。施策4です、人権侵害を予防するための支援。42、43。いかがでしょうか。

40の人権平和課のところで、やっぱりこれもね、書籍を図書室に配架し、おすすめ書籍コーナーで紹介しただけで終わっているっていうところにちょっと物足りなさがあるのです。

委員長から、職員課、ハラスメント研修を実施して、その結果どうだったのか、参加者の感想などを記載すべき。ハラスメント研修が男女平等推進にどう貢献できたのか記載がないので、なぜ2という評価なのか分からない。こんなコメントが寄せられています。

委員：43の防災安全課のも、災害時の防犯一般とか犯罪の一般の話じゃなくて性犯罪に限った話というイメージでしょうか。或いはその全体のそのいろんな犯罪の中でその男女平等に関係するような話ということで、性犯罪の話を特に取り上げていただいたというイメージでしょうか。なんか犯罪一般だとやはりこれも、男女平等推進とあまり関連性がないのかな。評価が3になっているので、そのところからも、取組がかなり性犯罪防止というところに、焦点を置いたから3ということですか。

事務局：担当課に確認しないと内容については分かりません。性犯罪に特化した講座を開催したのであれば、おそらく事業実績のところに書くだらうと思われますので、来年度以降開催していただくときに、ぜひそういった視点を特別取り上げてほしいということは人権平和課からお伝えできればと思います。

委員：そうですね、それから今まさに説明があったところですけど、何か犯罪防止にちょっとより寄りすぎているところというのはあるので、例えばお手洗いだとか、生理用品だとか、そういうものって災害のとき話題になると思うのですけ

れども、その点に関しての何か取り組みっていうのもあるとよろしいのではないかと思います。

副委員長：はっきりとした具体的な取組が書かれているといいということですよね。

事務局：はい。

副委員長：この評価のBっていうところ、これでよろしいでしょうか。

では次に移らせていただきます。施策5、性犯罪被害者支援。No.44、それからNo.45です。

事務局：事務局です。44、45の学校指導課については専門委員会の方は目標に対する評価も、男女平等の評価も2とするということになっています。理由としてはその目標に対する評価は上回っていないのと男女平等の大きな効果があったとする理由がわからないということになります。

副委員長：委員長から、学校指導課はやっぱりはっきり理由が分からない、男女平等推進と結びついていない、専門委員会のコメントに同意と来ています。コメントは同じように記載していただくことでよろしいでしょうか。それでは評価を終わったということで、ご協力ありがとうございました。

事務局：この後、前回と今回でコメントいただいたり、評価したところをまとめたものにつきましては皆様にメールでまとめたものをお送りしたいと思います。
専門委員会と推進委員会を経まして、今度推進協議会で最終的な評価を発表するということになります。

委員：そもそも論に先ほどもちょっとなりかけていたかなと思うのですが、私たちって男女平等推進委員であって、これは男女平等推進行動計画の評価をしているのですが、そこが人権尊重の方にね、今ね、何かかなり動いてきてしまっているのかなって。人権を守るっていう立場、今一番最後のもあらゆる性に対する暴力とかって、人権平和課も記述があるのだけれども、でも私たちが今やっているのは男女平等なのですよね。このやっぱり男女平等っていうのか、なぜそこに特化して委員会があるのか、なぜ行動計画の第3次を作ろうとしているのかっていうところがやっぱり目標を今回作るにあたって推進計画を立てるにあたって、そこにもう1回立ち返らなきゃいけないって。男女平等推進に対する評価をしようとしたら目標がやっぱりちょっと難しくなっているところが結構あると今回すごく思ったので、やっぱりまだまだ男女平等って、もうそうなっている気持ちでいる人がすごく多いけれども、意外とそうでもないというところにやっぱり気づいて欲しいし、そこをやっぱり推進しなければならないのだっていうための男女平等推進の担当課があるわけで、もちろん人権も大事なわけだけれども、でもやっぱりその男女平等に特化して行動計画がある意味とかを、もう一度しっかりと皆さんに考えていただけたらなというふうなのが今回や1年間やらせていただいていた感想になっています。はい。

委員：すごくそれは私も思いますよね。なんかあらゆる性とかっていうとそれは確かにあらゆる性に対しての暴力駄目でしょって言われると反論できないけれども、何かそれによってあらゆるみたいな話になることで、何か焦点がぼけるといって、やっぱり特に男性から女性に対しての暴力という悪質さだとか、それが構造的に、例えば男女の経済格差とかがある中で、家の中でそういうことが起きて、女性は声上げにくいみたいなのが、多分ベースにあって、男性から女性への暴力、かけられる暴力っていうのは、きちんと見ていかないといけないという発想とかあると思うんですけど、何かこうあらゆる性みたいな話になってくると、おそらく構造的な話が全く抜きになってしまって、本当道徳的に一般マナーみたいな意味で暴力反対みたいな話に還元されてしまうのが、ちょっと残念かなっていう気持ちはある。ケア労働の話とかも多分全部そういう話なのだと思うのですよ。

事務局：この後、委員会からの答申を委員長と一緒に作っていきますので、今のような話も盛り込めたらと思います。議題1はこのような形で終わらせていただきまして、議題2は事務局からになるのですけれども、こちらはまさにここ男女平等推進センターの、今後の運営についての検討についてというところで、本日メールには載せていなかった紙の資料3を配らせていただいておりますので、これをもとにご説明、ご報告をさせていただきたいと思います。

事務局：説明の前に、少しお断りさせていただきたいと思います。様々な経過がございまして、資料を本日この場での配布ということになりましたけれども、この資料自体も、この後さらに変更という形をとる部分があるというところはお断りをさせていただきたいというふうに思います。ではご説明をさせていただきたいと思います。

前回の委員会が終わった後に、少し状況ということでお話をさせていただいたかと思いますが、資料の中の1番、背景というところです。まさに今ここでやってございますけれども、このひかりプラザの建物につきましては様々な施設が入っております。まず、市の教育センター、男女平等推進センター、それからひかりスポーツセンター、この大きく3つの、公の施設というものが入っております。それ以外にも、ご存じの方いらっしゃると思いますが、1階には国際協会、それから障害者団体さんがやってらっしゃる喫茶こだまなど、いろんなものが、入っているひかりプラザでございますけれども、すでにひかりスポーツセンター、スポーツ施設の方につきましては、平成20年から指定管理者を導入しておりまして、指定管理者による運営をしているところでございます。

前回お伝えしたと思いますが、今年の1月、新庁舎ができましたので、もともこのひかりプラザに入っております、教育委員会事務局、それから人権平和課の職員は新庁舎に移っております。この建物を管理している社会教育課

は1階にございますけれども、その職員も大部分が新庁舎に移っているという
ような状況でございます。そういう状況にありまして、このひかりプラザのあ
り方、管理のあり方、それから今言った新庁舎の職員の移動というところがあ
る中で、それぞれの施設についての効率的な運営方法というものを検討するこ
とになりました。

現状どうかというところで、資料にお示しの通りでございますけれども、まず
教育センターにつきましては、この建物3階に教育相談室がございます。それ
からトライルームがありますけれども、こちらについては引き続きこのひかりプ
ラザで運用されていく形になります。男女平等推進センターにつきましても条
例に基づいてひかりプラザにセンターをおいている形になりますけれども、こち
らも引き続きこのセンターで機能していくという形になります。そういったこ
ともございまして、教育センターについては、一部について引き続き直営で事
業として進め、男女平等推進センターにつきましては、人権平和課の職員が男
女平等推進センターの職員を兼務している形になりますので、その職員の一部
が、交代でこのひかりプラザに来て、男女平等推進センターの運営に当たっ
ているというのが現状でございます。先ほどの評価でもございましたが、やは
り、このセンターの認知度であったり、利用率といったりが、決して高いとは
言えないところでございます。そういった現状で、このセンターについてどう
していくかというところになります。そもそもセンター機能、内容からします
と、専門性というものだとか、経験というものも今まで以上に必要かなという
ふうに思っているところでございます。そういった中であって、センターの充
実というのは、認知度でありますとか、利用率の向上、それから男女平等推
進を進めていくというところが必要ではないかというところになります。そう
いう状況でありますけれども、先ほど言ったようにセンター職員と人権平和課職
員兼務ということでございますので、このセンター事業センター業務に、なか
なか特化して業務にあたるということが難しいという状況が実態としてござ
います。そういった実態を踏まえまして、今後の方向性というところでござい
ますけれども、今年の1月の新庁舎の移転というところもある中で、それぞれの
センターについて、まずは施設の維持管理、施設運営のところで市指定管理
者を含めて、アウトソーシングの検討、あわせまして、この男女平等推進セン
ターにつきましても、先ほどお伝えしたような状況や課題もある中、これを機
に、指定管理者の導入を含めたアウトソーシングの検討を始めていこうとい
うところでございます。これから、例えば直営、今と同じようなスタイルでや
った場合、それからこの指定管理者を含めてアウトソーシングした場合といった
ものを様々な検討を行った上で、何が一番良い形かというところをまた判断さ
せていただいて、令和8年度の検討結果を踏まえた対応を目指して、これから
検討を進めていくというところでございます。最後に参考までにということ

で、実際、男女平等推進センターの機能について、近隣の自治体複数ありますが、分かりやすいところで多摩 26 市を参考に出させていただきます。お隣の国立市はいわゆる委託という形で対応されておりますし、武蔵村山市は指定管理者ということで、複合施設でございますので、男女共同参画センター、他の施設も併せて指定管理しているような状況でございます。資料の説明は以上になりますが、今申し上げた通り、新庁舎の移転、職員の移動というようなことを機に、ひかりプラザのあり方という検討が入って参りました。それに付随して、男女平等推進センターについても公の施設ですので、そのあり方についてより良い形で進められるように検討をこれから始めていくというような状況でございます。資料の説明は以上でございます。今後につきましてはまた庁内調整でありますとか、当然対外的なところも含めてですね、調整を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

副委員長：最後にその他何かございますでしょうか。

事務局：質問等ありましたら現時点で、分かる範囲でお答えします。令和 8 年度の導入に向けて、検討を始めたという状況。これからいろんなことが決まっていくのですけれども、何かご意見とかご質問があれば。

副委員長：ひかりプラザの今後について、皆さんに周知してもらうような集まりとか開催とかそういうことはあるのでしょうか。

事務局：ひかりプラザ全体というと私たちの人権平和課の範疇を超えてしまうのですが、もちろんそういう説明会みたいなことはやっていくと思います。登録団体さんをメインとして利用者の方には説明会等をやっていくようになるかと思います。

副委員長：何かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本日の男女平等推進委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：改めまして本日はありがとうございました。

まもなく令和 6 年度が終わりますけれども、先ほども議論が出ていますが、第 3 次となります推進行動計画が、策定されます。今度それに基づいて令和 7 年度から、新たな計画の下で、様々な事業等を進めさせていただきます。構造的な問題というか、課題があるとはいえ、来年度、令和 7 年度に今年度のまた進捗評価というのをお願いする形になるかと思います。こちらは第 2 次現計画の最終年度の評価ということでお願いする形になります。引き続き皆様にはお忙しいところ大変恐縮でございますけれども、お集まりいただいて、評価等、引き続きお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

— 了 —